

アパート等を経営されているかたは 償却資産（固定資産税）の申告をお願いします。

償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人のかたが事業を営むために所有している土地及び家屋以外の事業用資産のことです。

アパート、貸駐車場等を経営されているかたは、その事業（不動産貸付業）に用いることのできる設備、備品などが償却資産の対象となりますので、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日に所有する償却資産の状況について申告していただく必要があります。

不動産貸付業の償却資産の例



償却資産申告の手続きについて

- (1) 申告書一式を所有者のかたへ送付しますので、作成のうえ下記までご提出ください。
- (2) 申告期限は毎年1月31日（法定申告期限）です。
※土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日が提出期限
- (3) 不明な点がございましたら、下記までお願いします。

【問合せ及び提出先】

〒374-8501

館林市城町1番1号

館林市役所 税務課資産税係

主な償却資産（一例）	耐用年数
駐車場アスファルト舗装	10年
外構設備	10年
屋外給排水設備	15年
ゴミ置場	7年
自転車置場	7年
緑化設備	20年
ルームエアコン	6年
太陽光発電設備	17年

※構造や用途により、耐用年数は異なる場合があります。

太陽光発電設備を設置されたかたへ

申告対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

申告対象について

- ◆ 法人及び個人（事業用）が設置した場合、発電出力にかかわらず申告が必要です。
- ◆ 個人が設置した発電出力10kW以上についても事業用資産として申告が必要です。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	【申告対象】 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電される場合、事業用資産となるため、申告対象です。	【申告対象外】 売電するための事業用資産にはなりませんので、申告対象外です。
個人（事業用） 法人	【申告対象】 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量にかかわらず償却資産の申告対象です。 ※店舗やアパート等の事業を営むかたが設置した場合もこれにあたります。	

※ リース品等により、リース会社から申告されている場合は申告不要です。

※ ソーラーパネル葺き瓦等の屋根材での設置により、家屋評価されている場合は申告不要です。



申告対象となる資産（例） 〔野立て及び屋根置き型等〕

主な償却資産	耐用年数
外構設備（フェンス塀）	10年
【構築物】 ・ブロック、フェンス、石敷き等	
太陽光発電設備	17年
【機械及び装置】 ・太陽光モジュール（＝パネル） ・架台 ・接続及び表示ユニット ・太陽光システム変動設備及び計測設備 ・パワーコンディショナー 等	

償却資産申告の手続きについて

- (1) 申告書一式を所有者のかたへ送付しますので、作成のうえ税務課までご提出ください。
- (2) 申告期限は毎年1月31日（法定申告期限）です。
※土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日が提出期限
- (3) 不明な点がございましたらお問合せください。

【問合せ及び提出先】

〒374-8501

館林市城町1番1号

館林市役所 税務課資産税係

電話 0276-47-5108
(直通)